

岩手県告示第454号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年6月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
訪問看護ステーションみどり	奥州市水沢区天文台通り4番20号	奥州市水沢区大町66番地	平成25年11月18日
訪問看護ステーションありがとう	滝沢市土沢558番地	滝沢市篠木黒畑56番地1	平成26年4月1日